

## 研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けて（声明）

平成 25 年 8 月 9 日  
一般社団法人国立大学協会  
会 長 松 本 紘

科学研究は、人文・社会科学から自然科学までを含むすべての分野において、研究者が高い倫理観をもち自らの専門知識をもとに真理を探究する知的活動であり、誠実にその成果を社会に還元することによって、社会から寄せられた信頼・期待に応えることができるものである。

特に国立大学における科学研究は、その研究活動に要する大部分の経費を国等からの支援によって行われているとともに、その研究成果をもとに次代の科学研究者を養成していることに鑑みれば、昨今、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用が続いたことは痛恨の極みであり、我が国の将来に計り知れない影響を及ぼすものである。

各国立大学においては、求められている責務を十分認識し、自律的に研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けた取り組みを行っているところであるが、昨今の情勢を踏まえ、深い反省の上に立って、国立大学の自律的な取組を強化し国民・社会の理解を得るため、改めて国立大学協会として以下の事項を再確認することとする。

### 記

1. 科学者の責任と行動、研究目的の説明と研究成果の公開、法令及び倫理の遵守等、各大学において定めている科学者の行動規範について、改めて所属する研究者に周知・徹底を図る。
2. 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）を踏まえ、論文データの捏造・改ざんなど研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用に対する自律的なチェック機能の強化を図る。
3. 研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用が発覚した大学においては、当該不正行為を行った研究者等に対して厳正に対処する。